

## 資料 1

# あま市障がい者計画並びに 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定について

## 1. 計画策定の背景

あま市では、平成 30 年 3 月に「第 2 次あま市障がい者計画」（平成 30 年度～令和 5 年度）、「第 5 期あま市障がい福祉計画・第 1 期あま市障がい児福祉計画」（平成 30 年度～令和 2 年度）「第 6 期あま市障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」（令和 3 年度～令和 5 年度）を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

## 2. 計画の概要

計画の策定にあたっては、国の指針を基本として、県の策定する「愛知県障害福祉計画」並びにあま市における「総合計画」、「地域福祉計画」、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」などの各分野別計画と整合性を図り策定します。

なお、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は一体のものとして策定します。

### 【策定の根拠法及び計画内容】

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第 11 条第 3 項	障害者総合支援法 第 88 条第 1 項	児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項
内容	障がい者施策の基本的方向性について定める計画 (第 2 次計画は令和 5 年度まで)	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (第 6 期計画は令和 5 年度まで)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (第 2 期計画は令和 5 年度まで)

### (1) 障がい者計画

「障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本方針や目標を総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、障がい者のための最も基本的な計画です。

### (2) 障がい福祉計画

「障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第 88 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定されるものです。

### (3) 障がい児福祉計画

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られることを目的に策定されるものです。「障がい児福祉計画」は、「障がい福祉計画」と一体のものとして策定することができるため、本市においても引き続き一体的に策定します。

【計画の期間】

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2次障がい者計画			第3次障がい者計画					
		見直し						見直し
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画   第8期障がい福祉計画					
		見直し		中間見直し				見直し
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画   第4期障がい児福祉計画					
		見直し		中間見直し				見直し

サービスの見込量については3年後に中間見直しを行い、令和9年度～令和11年度の見込量を算出し、計画に反映させます。また、国が示した新たな指針により成果目標及び活動指標の見直しが必要な場合は計画内容の見直しを行います

※厚生労働省基本指針（抜粋）

障がい福祉計画等は、3年を1期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする。ただし、国がこの指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障がい福祉に関するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算出されたサービスの見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変化について3年を1期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行う。

### 3. 制度改正の内容

#### (1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正について

令和4年12月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立しました（令和6年4月1日施行）。今回の改正案は、主に「障害者の地域生活」「障害者および障害児への社会的ニーズに対する細かな対応」そして「持続可能かつ質の高い障害福祉サービス等の実現」という3つの柱で構成されています。

#### 【法律の概要】

##### **■障害者等の地域生活の支援体制の充実**

・共同生活援助（グループホーム）の支援や、各市町村における障害者向け地域相談を含む地域生活支援拠点等の整備、精神保健の相談支援を受けられる対象者の拡大と包括的支援の確保について、明確化するよう定められています。障害者が地域において相談しやすい環境を確保するとともに、本人の意思を尊重した支援を進めていく必要があります。また、自らも障害や疾病の経験を持つ人が支援を行うピアサポートの取り組みも重視しています。

##### **■障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進**

・就労アセスメントの手法を活用した就労選択支援の創設や、障害者の就労機会の拡大に向けた実雇用率の算定、企業に支給される障害者雇用調整金の見直しと助成措置の強化について規定されています。就労アセスメントとは、就労サービスの利用や雇用を希望する障害者本人と協同で、能力や適性の評価や就労ニーズの把握、就労開始後の配慮についての整理を行うことです。ハローワークでは、本人のアセスメントの結果を活かして職業指導を実施することになります。

##### **■精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備**

・家族の代わりに市町村長の同意を持って精神障害者の医療保護入院が可能となる他、入院者訪問支援事業の創設や虐待防止を目的とする取り組みの推進が含まれます。精神障害者に適切な医療を提供するとともに、本人の希望のもとで入院者に必要な情報提供を行うことが定められています。また、虐待防止に向けて精神科病院での研修や普及啓発を進め、虐待発見時に速やかに通報できる仕組みを整備することも挙げられます。

##### **■難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化**

・難病患者や小児慢性特定疾病児童などに対する医療費助成の前倒しや、療養生活支援、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化について定められています。難病患者や小児慢性特定疾病児童などに対する医療費助成の開始日を前倒しし、適切な支援をすみやかに受けられるよう配慮しています。また、各種施設の利用やデータ管理を促すための「登録者証」の発行や、難病相談支援センターとの連携推進などの対策も含まれています。

##### **■障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備**

・障害DBや難病DB、及び小児慢性特定疾病DBを活用した支援や療養生活の向上を目指し、第三者への情報提供の仕組みを整備することが定められています。障害福祉サービスの利用者が多様化し、サービスを提供する事業者も増加する中で、利用者ごとの個別ニーズに応じた質の高いサービスの提供を目指し、データ基盤の整備や管理、監査の強化といった必要性をカバーする内容です。

##### **■その他**

・各都道府県知事による事業者指定の際に、市町村長が意見を申し出ることができる仕組みの創設や、居住地特例対象施設への介護保険施設の追加が定められています。

## (2) 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

令和6年度を初年度とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和2年1月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和4年10月17日に開催された障害者部会において見直しの方向性について了承されました。令和5年5月には、基本指針の一部を改正する告示が告示されました。

項目	国が示す成果目標
成果目標(1) 福祉施設の入所者の 地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上</li> <li>◆施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減</li> </ul>
成果目標(2) 精神障害にも 対応した地域包括 ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上</li> <li>◆精神病床における1年以上入院患者数</li> <li>◆精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上</li> </ul>
成果目標(3) 地域生活支援拠点等 が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</li> <li>◆強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】</li> </ul>
成果目標(4) 福祉施設から 一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上</li> <li>◆就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】</li> <li>◆各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】</li> <li>◆就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上</li> <li>◆就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上</li> </ul>
成果目標(5) 障害児支援の 提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上</li> <li>◆全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築</li> <li>◆各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築</li> <li>◆重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上</li> <li>◆各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】</li> <li>◆各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】</li> </ul>
成果目標(6) 相談支援体制の充 実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各市町村において、基幹相談支援センターを設置等</li> <li>◆協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】</li> </ul>
成果目標(7) 障害福祉サービス等 の質を向上させるた めの取組に係る体制 の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築</li> </ul>

## 4. 計画の策定体制

### (1) あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会

障がい者等の団体や医療・福祉等の各分野からの代表からなる「あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会」において協議します。

### (2) アンケート調査の実施

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及び障害福祉サービス及び地域生活支援事業受給者証保持者より 2,000 件程度を無作為抽出
- ・あま市内及び近隣市町に所在する障害福祉サービス等事業所 120 件程度

### (3) 関係団体ヒアリング調査

障がい者団体等を対象に、サービス利用上の課題等についてヒアリングを行います。

### (4) パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施します。